

葛卷町農業委員会
第5回総会議事録

1 日 時 平成27年11月20日(金)午後1時30分から午後3時03分

2 会 場 葛巻町総合センター 保健相談室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第3号 農用地利用配分計画案に対する意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

4 出席委員

1 番 門 場 政 一 3 番 星 野 順 子 4 番 木 戸 場 真 紀 子

5 番 橘 秀 子 7 番 川 崎 美 由 起 8 番 藤 森 雅 美

9 番 長 峯 一 雄 11 番 坂 井 徳 身 12 番 藤 岡 俊 策

13 番 落 宰 勝 14 番 久 保 淳 15 番 坂 待 純 一(職務代理)

16 番 深 澤 進(会 長)

5 欠席委員

2 番 馬 場 正 俊 6 番 芳 田 聡 10 番 森 久 雄

6 議事録署名委員

9 番 長 峯 一 雄 11 番 坂 井 徳 身

7 書記(農業委員会事務局)

落 合 咲 子(事務局長補佐)

局長補佐 定刻になりましたので、総会の方に入らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【「はい」の声】

局長補佐 それでは、ただ今から第5回総会を進めさせていただきます。深澤会長からご挨拶を頂戴いたしまして、そのまま総会に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【あいさつ】

会 長 皆さん、大変ご苦労さまでございます。まず最初に村上事務局長が今月初め入院しました。今日は落合補佐ひとりの説明ですので、皆さんよろしくお願いいたします。それから、このたび長峯委員さんが、これまでの功績が認められて農事功労賞ということで緑白綬有功章を受章されました。大変おめでとうございます。〔拍手〕これからもどうぞ葛巻町の農業発展のために色々ご指導賜りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それから今日はお昼、そばの収穫祭を兼ねましての昼食会ということで、落合補佐をはじめ女性の委員の皆様、忙しい中、準備の方ありがとうございました。大変おいしくごちそうになりました。また、藤森委員さんには大変ご迷惑をおかけしました。9月に私の判断ミスで収穫を取りやめまして、その後、藤森さんがモアで刈ってソバを集めていただきまして9kg収穫していただいたようです。本当にありがとうございました。

【開 会】

議 長 それでは、ただ今から葛巻町農業委員会第5回総会を開会します。

本日の出席委員は16名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。2番馬場委員、6番芳田委員、10番森委員はそれぞれ所用のため欠席の申し出がありましたので報告いたします。4番木戸場委員から

す。

本日の総会提出議案は、お手元に配布しているとおりです。

《日程第1》

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、9番長峯委員、11番坂井委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は、事務局職員の落合局長補佐を指名いたします。

《日程第2》

議 長 次に日程第2「会期の決定」を行います。

会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第3》

議長
局長補佐

続きまして日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【会務報告】

月 日	内 容	出 席 者
10月27日(火)	盛岡地方農業農村振興協議会第2回幹事会 (13時30分～ 盛岡地区合同庁舎)	事務局長
28日(水)	第2回葛巻町総合計画審議会 (13時30分～ 役場第4会議室)	会長
29日(木)	町農業者年金協議会代議員視察研修 (13時30分～ 花巻市内)	会長 代議員14名 局長補佐
11月6日(金)	平成27年度岩手県農業委員大会 (10時30分～ 盛岡市都南文化会館)	委員13名 局長補佐
9日(月)	夢ミルクの会第2回視察研修 (9時30分～ 久慈市内)	会員14名 局長補佐
10日(火)	農業者年金巡回相談 (10時00分～ 役場第2会議室)	農業会議相談員 局長補佐 相談者6名
12日(木)	あとつぎ隊農園収穫祭 (10時30分～ 葛巻保育園)	会長職務代理 藤森委員 天摩促進員
16日(月)	現地確認調査 (町内)	藤森委員 橋委員 局長補佐

議長

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長

ないようですので、以上で日程第3 会務報告を終わります。

《日程第4》

議長

次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについてを議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

局長補佐

はい。それでは議案書を1枚めくっていただきまして、1頁からになります。

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて、ということで今月の案件は1件でございます。ご覧のとおり1頁、2頁とまたがっておりますけれども、全部の筆数が田畑合わせて18筆、面積が57,363㎡でございます。案件は経営移譲ということで、●●の●●●●さんから息子さんの●●●●さんへの移譲になります。受入世帯の稼働人員は6人中4人ということで、現地確認は11月15日に行っております。確認者は先ほど申し上げましたとおり藤森委員、橘委員、私の3名で行って参りました。

その内容についてでございますけれども、もう1枚めくっていただきまして、4頁が許可申請書になっております。5頁が筆数ということで議案書と同じ内容となっておりますが、18筆57,363㎡。6頁につきましては、18筆のそれぞれの土地の位置関係になっておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

それでは議案書は1頁戻っていただきまして、3頁が調査書になります。●●●●さんへの譲り受けということで、使用貸借権を設定しております。農地は自作になります。6番の農地法第3条第2項及び第3項該当の有無ということで、これらの全部効率要件、こちらも全て耕作しているということで認められました。それから第2項第3号、こちらも該当しない。右側になりますけれども、法人に該当しない。4号の常時従事に該当しないということで、以下、下限面積等も全て問題なく経営移譲できるという内容で調査をして参りました。以上でございます。

議長

この事案は、現地確認が行われております。現地確認の結果報告を5番橘委員にお願いします。

5番

現地確認の結果を報告します。

1番の事案は、後継者に経営を移譲するため、親子間で使用貸借権を設定しています。

本年11月に農業経営改善計画の有効期限が切れることもあり、早期に経営を譲って、息子の●●さんが認定農業者となるよう手続きを進めているとのことです。

現地確認では、貸付人の●●さんご夫妻から対応していただきましたが、3頁の調査書に記載のとおり、特に問題はないと判断いたしました。

以上報告します。

議長

次に地区担当委員の補足説明を14番久保委員にお願いします。

14番

はい。特に問題がないと思われまして。

議長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【9番長峯委員挙手】

議長

9番長峯委員。

9 番 はい。特別何もないけれども、なんぼか65(歳)には早すぎるけれども後継者にやるに。やっぱり農業者年金の関係もあるのかな。

【局長補佐挙手】

議長 局長補佐。

局長補佐 はい。今回、農業経営を譲るといふののきっかけになるのは年金をもらうということは2番目にあたりまして、息子さんも今年40(歳)を迎えるということで、早く経営を渡して60(歳)になっても20年間ということで、頑張ってもらいたいという趣旨から経営移譲したもののようです。

議長 他にございませんか。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについては、原案のとおり許可することに決定します。

《日程第5》

議長 次に日程第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

局長補佐 はい。それでは資料は7号からご覧いただきたいと思います。

農業経営基盤強化促進法ということで、まず所有権の移転が3件ございます。

1番目の事案でございますけれども、●●第●●地割●●●、こちらは2筆でございます。所有権を移転する者、公益社団法人岩手県農業公社、所有権の移転を受ける者、同じ地区の●●●、●●●●●さんへの移転になります。利用目的は畑ということで、売買価格は612,000円になっております。●●●さんの経営状況でございますけれども、経営面積につきましては1,710.3㎡になります。機械等の状況でございますが、世帯員は男3人女5人の8人でございます。乳牛が成牛60頭、育成牛43頭で、現在103頭所有しております。トラクターは4台、作業機1式、トラック2t車1台、軽トラック1台を所有されております。移転の時期でございますが平成27年12月18日、支払方法は口座振込ということで、支払期限は同日とな

っております。こちらの案件につきましては、先月の総会でかかった分で、10月23日に公告をしております。●●●さんの分につきましては、●●市の●●●●●さんからの公社を介しての所有権の移転になります。

2番目の事案につきましても先月公告されたものでございます。●●第●●地割●●、2筆になります。移転を受ける方ですが、●●の●●●●●さん。経営面積は609.7㎡になります。利用目的は田ということですが、転作田ということで実際には草地等に利用されます。売買価格は113,526円。移転の時期、支払方法、支払期限とも1番の事案と同じになります。●●さんの経営状況でございますが、世帯員は男2人女1人の3人でございます。乳牛が成牛20頭、育成牛10頭、合わせて30頭。機械の所有状況につきましては、トラクター2台、作業機1式、2tダンプ1台、軽トラック1台となっております。この案件は、同じ地区の●●●●●さんからの土地の移転ということで、公社が仲介しているものでございます。

3番の事案につきましては、●●第●●地割●●●、全部で6筆になります。面積合計が21,782㎡。●●●の●●●●●さんへの移転になります。経営状況につきましては、世帯員は男4人女2人の計6人になっております。乳牛の成牛40頭、育成牛30頭、和牛の繁殖が16頭、育成牛10頭で、合わせて96頭を所有されております。機械の状況につきましては、トラクター4台、作業機1式、ダンプ2t1台、軽トラック1台となっております。こちらの農地につきましても畑及び転作田として利用することになっております。売買価格は612,000円。移転の時期等につきましては上記の方々と同じになります。こちらの土地につきましては同じく先月公告になりました●●●●●さん、現在は●●町に在住ですけれども、遊休農地化ということで懸案事項であった部分の土地になります。

それでは続きまして9彙をご覧くださいと思います。9彙からは利用権の設定になります。こちらの案件につきましては、9彙から12彙までは全て農業経営の移譲をされる●●●●●さんから●●●●●さんへの転貸という形になります。

1番の事案につきましては、●●第●●地割●●●、第●●地割●●●地区になります。畑が6筆ということで、面積の合計が31,045㎡。経営面積等につきましては同じ家での移譲ということで省略させていただきます。経営状況につきましては、世帯員は男3人女3人の6人。それから乳牛でございますが、成牛45頭、育成牛30頭の計75頭所有されております。機械類につきましては、トラクター2台、作業機1式、2tダンプ1台となっております。これらの畑につきましては、備考欄を見ていただきたいんですけども、所有者●●●●●さんからの転貸という形で、貸借期間につきましては公告となる27年11月24日から33年5月31日となっております。

次に2番の事案でございますけれども、●●第●●地割●●●地区、畑1筆という

ことで、面積が1,733㎡。こちらも転貸になります。所有者が●●●●さんという形になります。

3番の事案につきましては、同じく●●地区になります。畑が7,622㎡。こちらは所有者が●●●●さんからの転貸になります。

4番の事案につきましては、●●地区、合わせて2筆、面積が2,455㎡。こちらは●●●●さんからの転貸になります。

5番目につきましては、第●●地割●●地区、合わせて3筆、面積が3,965㎡。所有者は●●●●さんになっております。

6番につきましては、●●地割●●ということで1筆、面積が1,491.54㎡。ここに端数がありますのは、もともと登記簿上宅地でしたので、端数2ケタも付いてしまうという形になります。こちらも所有者●●●●さんからの転貸になります。

次のページに入ります。7番は第●●地割●●ということで畑が1筆、面積は437㎡でございます。所有者さんは●●●●さんとお読みするのでしょうか。

8番の事案につきましては、同じく●●地区、畑1筆、面積が1,414㎡。所有者が●●●●さんになっております。

9番につきましては、●●地区、それから●●●ということで、合わせて7筆、面積は合計で15,188㎡。こちらは●●●●●さんからの転貸になります。

10番につきましては、同じく●●●で畑1筆、面積は合計で27,061㎡。所有者さんは●●●●さんになります。

いずれの案件も●●●●●さんから●●●●●への転貸という形になります。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【12番藤岡委員挙手】

議長 12番藤岡委員。

12番 8分の3番。ここは基盤整備をしましょうというような話のようですが、その基盤整備の事業もここはやれるような…。

【局長補佐挙手】

議長 局長補佐。

局長補佐 はい。こちらの農地については、農業委員会の方でも検討事案ということで出ていたわけですが、今年度ではなく予算上の都合がございまして来年度に整備するということが可能になっております。これにつきましては、坂待職務代理がいろいろコーディネートしてございまして今回の運びになっております。

12番 はい。分かりました。

議長 他にございませんか。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、承認することに決定いたします。

《日程第6》

議 長 次に、日程第6 議案第3号 農用地利用配分計画案に対する意見についてを議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

局長補佐 はい。それでは議案書の方は13分からになります。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用配分計画を定めるために同法第19条第3項の規定により、その計画案について農業委員会の意見を付すためにお諮りするものでございます。

以下、内容になりますが、詳しい内容につきましては、昨年と同様に農林環境エネルギー課の松本農政係長から配分計画案の詳細について説明していただきますが、その前に書類の方を見ていただきたいんですけども、1番の事案のところをまず見ていただきたいんですが、中程に「権利種別」という縦長の細い項目がございますけれども、「機構法賃貸借」というふうにございますが、これは「農地中間管理事業の推進に関する法律」というふうになると長いため、略して「機構法」という形で機構法での賃貸借という表記にさせていただきます。内容については、転貸というふうにあります。中間管理権を持った公社から受け手に移すということで、実際には新規の事業になります。

それでは、詳細について松本係長からご説明申し上げます。

議 長 それでは松本係長、お願いします。

松本係長 はい。農林環境エネルギー課の松本です。よろしく申し上げます。

議案第3号ということで13分ですが、この案件については今年度最初ということで、若干説明をさせていただきたいと思います。農用地利用配分計画案ということでございますが、今回、4月と9月と10月に、すでに農業委員会さんの承認を受けまして岩手県農業公社の方に管理機構ということで、すでに集積を図られている案件を今回の配分計画案によって権利の設定を受ける者を決めるということでございますが、これについて意見をいただくということでございます。町の方では、この計画案を作って機構に意見を付して戻す

という形になっております。そして岩手県が、この配分計画を決定するということになっておりますので、よろしく申し上げます。

今回、承認を受ければ2月1日が決定公告日ということで決まっております。そういう流れになっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、説明したいと思いますが、1番でございます。議案と一緒に別添資料で計画案一覧表というもの、A4の横長のものがありますので、それを一緒にご覧いただきたいと思っております。

それでは1番でございます。●●第●●地割、●●地割、●●地割の30筆でございますが、所有者は4人ですが、すでに農業公社に転貸されているというものでございます。権利の設定を受ける者●●●●さんということでございますが、別添資料の資料ナンバー1番は、配分するに当たって、この優先順位検討表というものを作らなければならないということで、この優先順位検討は、借受希望者の中からだれが相応しいかということで検討するものでございまして、今、町内には農業公社に対しまして借受希望を出している方が56件あります。町内の方55件、町外の方が1件あります。そういう状況の中で、より農地が近いところ、住宅が近いところ等を精査しまして検討した結果、評価の高い方を権利設定を受ける者として決めるという流れになってございますので、よろしく申し上げます。

優先順位検討表の適合性の中の「A 地域農業マスタープラン」、これに掲載されていれば、位置づけが「有」として点数が高い3点、皆さん担い手の方になりますので3点になってございます。それから「B 経営農地との地理的要件」ということで、隣接していれば3点、隣接しないけれども近い方は2点、通って作付けできる方は1点としているところでございます。それから「C 農用地等の借入希望条件」については、地形、面積、賃料等の適合によって3点、2点、1点というものでございます。「D 地域農業の発展に資する程度」ということで、現状維持であれば1点、耕畜連携等をやっているならば3点というような中身になっております。これの合計点数が評価になりまして、高い方を優先順位の1番ということでの検討表でございます。●●●●さんは特にも隣接しているということで優先順位が1番になっております。

続きまして2番ですが、15筆をご覧ください。●●第●●地割、●●地割の土地でございますが、合計で27筆32,201㎡でございます。資料はナンバー2をご覧くださいまして、●●●●さんが評価が高いということで、この27筆を●●●●さんに権利を設定することになります。

続きまして3番でございます。17筆の中程になりますが、●●第●●地割、●●地割の15筆でございます。面積は16,764㎡。権利の設定を受けるのは●●●●さんでございます。別添の資料でナンバー3でございますが、●●●●さんが評価10点ということで優先順位1番ということでございます。

それから議案の18筆、4番でございますが、●●第●●地割の土地になりますが、2筆

で11,469㎡、●●●●さんへ権利設定するものでございます。資料ナンバー4番のとおり優先順位1番となっております。

次に議案の19㉟、5番でございます。●●第●●地割、4筆で面積が24,091㎡でございます。権利の設定を受けるのは●●●●さんでございます。別添の資料の5番になりますが、●●●●さんが優先獣医1番となっておりますのでございます。

それから議案資料の19㉟、6番でございます。●●第●●地割、●●地割、7筆で10,539㎡の土地でございます。権利の設定を受けるのは●●●●さんでございます。資料の6番、●●●●さん所有の農用地について●●●●さんが優先順位1番となっております。

議案資料の20㉟の7番、●●第●●地割の2筆、合計で5,890㎡。権利の設定を受けるのは●●●●さんでございます。資料の7番でございますが、●●●●さんの農用地について●●●●さんが優先順位1番となっております。

それから議案資料の20㉟の8番でございます。●●第●●地割、●●地割の13筆、合計面積が19,519㎡。権利の設定を受けるのは●●●●さんでございます。資料の8番でございますが、●●●●さんの農用地について●●●●さんが優先順位1番ということでございます。

議案資料の21㉟中程でございますが、9番、●●第●●地割、1筆で面積5,499㎡でございます。権利の設定を受けるのは●●●●さん。資料の9番、●●●●さんの農用地について●●●●さんが優先順位1番ということでございます。

続いて議案資料の21㉟下の方でございますが、10番でございます。●●第●●地割の3筆、20,782㎡でございます。権利の設定を受けるのは●●●●さん。資料の10番でございますが、●●●●さんの農用地について●●●●さんが優先順位1番ということでございます。

議案資料の22㉟、11番でございます。●●第●●地割の2筆、1,060㎡。権利の設定を受けるのは●●●●さんでございます。資料の11番でございますが、●●●●さんの農用地について●●●●さんが優先順位1番ということでございます。

それから議案資料22㉟の12番。●●第●●地割、●●第●●地割の9筆でございますが、面積13,956㎡でございます。権利の設定を受けるのは●●●●さんでございます。資料の12番でございますが、●●●●さんほかの農用地について●●●●さんが優先順位1番ということでございます。

それから議案資料の23㉟でございます。13番、●●第●●地割、●●第●●地割、●●地割の5筆でございますが、面積3,644㎡でございます。権利の設定を受けるのは●●●●●●●●●●さんでございます。資料の13番、●●●●さんの農用地について●●●●●●●●●●さんが優先順位1番となっております。

それから議案資料23㉟の14番、●●第●●地割、第●●地割、第●●地割の7筆でございますが、合計面積27,598㎡。権利の設定を受けるのは●●●●●●●●●●さんでございます。資

料の14番、●●●●●さん、●●●●●さんの農用地について●●●●●さんが優先順位1番となっております。

議案資料24の15番、●●第●●地割の2筆、7,331m²。権利の設定を受けるのは●●●●●さんでございます。資料の15番、●●●●●さんの農用地について●●●●●さんが優先順位1番となっております。

議案資料24の16番、●●第●●地割の2筆、34,057m²。権利の設定を受けるのは●●●●●さんでございます。資料の16番、優先順位検討表で●●●●●さんの農用地について●●●●●さんが優先順位1番となっております。

議案資料24の17番、●●第●●地割の6筆、21,045m²。権利の設定を受けるのは●●●●●さんでございます。資料の17番、●●●●●さんの農用地について●●●●●さんが優先順位1番となっております。

議案資料25の18番、●●第●●地割、第●●地割の6筆、3,749m²。権利の設定を受けるのは●●●●●さんでございます。資料の18番、●●●●●さんの農用地について●●●●●さんが優先順位1番となっております。

議案資料25の19番、●●第●●地割、1筆で974m²。権利の設定を受けるのは●●●●●さんでございます。資料の19番、●●●●●●●さんの農用地について●●●●●さんが優先順位1番となっております。

議案資料25の20番、●●第●●地割の3筆、合計で3,353m²。権利の設定を受けるのは●●●●●さんでございます。資料の20番、●●●●●●●さんの農用地について●●●●●さんが優先順位1番となっております。

議案資料26の21番、●●第●●地割の1筆、1,699m²。権利の設定を受けるのは●●●●●さんでございます。資料の21番、●●●●●●●さんの農用地について●●●●●さんが優先順位1番となっております。

議案資料26の22番、●●第●●地割の1筆、11,512m²。権利の設定を受けるのは●●●●●さんでございます。資料の22番、●●●●●さんの農用地について●●●●●さんが優先順位1番となっております。

議案資料26の23番、●●第●●地割の6筆、8,396m²。権利の設定を受けるのは●●●●●さんでございます。資料の23番、●●●●●さん、●●●●●さんの農用地について●●●●●さんが優先順位1番となっております。

議案資料27の24番、●●第●●地割の2筆、4,925m²。権利の設定を受けるのは●●●●●●●さんでございます。資料の24番、●●●●●●●さんの農用地について●●●●●●●さんが優先順位1番となっております。

議案資料27の25番、●●第●●地割の2筆、9,363m²。権利の設定を受けるのは●●●●●さんでございます。資料の25番、●●●●●さんの農用地について●●●●●さんが優先順位1番となっております。

議案資料27の26番、●●字●●●、●●番、1筆で3,312㎡。権利の設定を受けるのは●●●●さんでございます。資料の26番、●●●●●さんの農用地について●●●●さんが優先順位1番となっております。

議案資料28の27番、●●字●●●、●●●の農地、8筆で13,754㎡。権利の設定を受けるのは●●●●さんでございます。資料の27番、●●●●●さんの農用地について●●●●さんが優先順位1番となっております。

議案資料28の28番、●●第●地割●●-●の1筆で19,044㎡。権利の設定を受けるのは●●●●さんでございます。資料の28番、●●●●●さんの農用地について●●●●さんが優先順位1番となっております。

以上でございます。

議 長

以上で、説明が終わりました。

事案は全部で36件ですが、農業委員が当事者となっている事案が全部で10件ございます。

質疑に入る前に別紙の一覧表をご覧ください。11番の事案は馬場委員、23番の事案は森委員が「出し手農家」として当事者になりますが、本日は両名とも欠席されていますので、審議はそのまま続けることができます。

また、29番から36番までの事案については、「受け手農家」として、6人の委員が当事者になります。農業委員会法第24条「議事参与の制限」により、それぞれの事案の質疑に入る前に、一時退席していただくこととなりますので、よろしくお願ひします。

案件が多いため、審議に時間を要するとは思いますが、議案書13の1番から28の28番までの事案について、一括で質疑を行います。

質疑等のある方はどうぞ。

【12番藤岡委員挙手】

議 長

12番藤岡委員。

1 2 番

はい。いずれの案件にも中には基盤整備をした方が使いやすいという案件があるようですが、松本さんのところに農業改良普及センターから基盤整備事業の文書がきていたと思います。それを該当する人たちに配付して、この事業がありますよ、あなたは使えますよ、是非利用して作業しやすいような耕地にきなさいというような働きかけをお願いしたいんですが…。よろしいでしょうか。

松本係長

はい。普及所の方から情報をいただいております、県の事業で「活力ある中山間地域基盤整備事業」という資料をお持ちしましたので…。(配付) この事業のことだと思うんですが、県の27年度の9月補正予算で上がったもので、すでに予算とかが措置されているものでございまして、これは急に決まったものでございまして、一戸地域と大船渡地域で手を挙げているところもありまして、そこですでに今年度分は消化されるという話を聞いて

ております。来年度も継続する可能性があるということです、もしやりたいということであれば手を挙げていただいて、話をしていきたいと思っていますところでございます。

この事業の内容でございますが、区画拡大、暗渠排水、湧水処理、灌漑設備など補助率がそれぞれ決まっております、定額の助成になっております。耕作道については半分ということでございますが、採択要件は中山間地域、農業者2人以上、事業費は50万から1,000万円未満ということでございますし、計画を作成することとなっております。

来年度またあるかどうかあれですが、普及センターの話ですと、来年度も継続するような話がございまして、情報提供をしてですね、もしやりたいようであれば、計画を作成して参りたいと思います。

また、ここに載っていない情報とすれば、高収益作目を導入する地域、野菜とか、優先採択するという話がありまして、もしそういったところが増えてくれば、そちらの方が優先されることがあるようですので、情報として提供させていただきます。

12番
松本係長

こういうふうな事業そのものは中間管理機構の中にはないのでしょうか。

まあ、こういった事業もなくはないんですけども、結局、賃料の方に上乘せという形になり、耕起するとき使いやすくするための基盤整備をすると賃料に反映されるということでございますので…。

12番

その辺がちょっとおかしい…。土地を集約したり使いやすいような基盤整備をしますよ、基盤整備をしたら自分のお金を出しなさいというような制度だから…、これはおかしい制度だと思うから、国からの補助金をできれば半分出すような要請をしていった方がよいのではないか。

松本係長

そういった話が常々出ていますと思いますが、耕作放棄地になれば耕作放棄地の交付金が出ますし、そういったところを利用して集積を図っていただきたい。

【9番長峯委員挙手】

議長

9番長峯委員。

9番

モデル的にどこかそんなふうに行っているところがあるのかな。やっぱり、どこかでやってみて、いいとなれば、それなりにやっていくと思うのだが…。ただ、「ある、ある」と説明してもさ、現実にやれるかやれないか、そこが大事だ。やれるような状況を作っていかなければ、いくら事業があったってやらなければ意味がない。集積も進んでいかないと。その辺、どうなのか。

松本係長

これについては、県の単独事業になりまして、すでに決まっていると云えばあれなんですけれども、今、手を挙げたところが一戸地域と大船渡地域です。

9番

そうすれば、対象にならないのか、ここは。

松本係長

そうにはならないと思うんですけども、できるだけ対象にするように…。情報がはつきりしていなくて、採択要件も大雑把な感じがあるので…。

【7番川崎委員挙手】

議長

7番川崎委員。

7番

はい。この前、普及所の照井さんから聞いたんだけど、新規だって言うんだけど、実際に事業をやっているでしょ。やっていて何で今、今年度の終わりごろこの情報がここに来るわけ…？そこがおかしいと思うんだよね。

9番

必要だ、必要だって言われて補正か何かで取って、そこだけやってはまずいということで、こんなを出してきたのでは…。

7番

そう思うんだよな。そして今説明があったとおり、作る方がいっぱいあれば予算をとれませんよという感じになる。それがいまいち不満だな。

【1番門場委員挙手】

議長

1番門場委員。

1番

今の話に関連するわけですけれども、事業主体が町ということになっていますよね。実際的には受益者が運営協議会を作って、当然町の方でそれなりの2名以上の何かを作らないと対象にならないということでしょうし、実際、葛巻町とすれば新規ということを手を挙げているのか挙げていないのか、やれるやれないは抜きにしても。まず、そこからいかなないと物は進まないと思うんですけれども。先ほど、藤岡さんから今年度こういうふうに行っているんだから、できれば乗せてやらせたほうがいいんじゃないかというのであれば、県の方を再度確認をしながら、いずれ取り進めながら、来年度の事業にもいち早く手を挙げていただいて進めていただければと思うんですけれども…。

松本係長

今年度については、すでに決まっているということで…、それで普及所の方から情報をいただきまして、来年度に向けて、こういった事業がもしあって手を挙げる方があれば来年度に向けて進めていきたいと思っておるところでございます。

9番

もう一回ひとつ。この事業をやるために、これは組織づくりをしないと乗れないべ。どうだべ。集落営農的なあれでさ。その辺などだべ。ただ、個人がバラバラでもできる事業ではないのでは…、できるの。

1番

事業主体が町となっているから、結局、事業主体は農家ではない部分ですよ。だから町が窓口だから別に何人でもいいわけですよ。集めれば。やれるということですよ。

9番

本当にできればいいべどもさ…。

1番

県が来年度、予算をどれくらい用意するかにもよりますが…。

9番

あのお、いいですか。俺どがこの間行ってきた、一関なんだよ。そしてかなりの170万円集落営農でやったようで、それで国から何千万という金をもらったようだけれども。それでただバラバラでできる事業ではないような気がするけれども…。事業主体がどうのこの、二人以上がどうのこのと言っているが、その組織は本当にできるのか。できないのであれば、何ぼやってもれないのではないか。やれる？

1 2番

集積事業をこのまま継続していく中で、実際に集積した土地の中で基盤整備をした方がもっと効率が上がるよという土地がなんぼもある。だから、そういうふうなところをよく

質疑等のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議長 長 ないようですので、これより29番及び30番の2事案について採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、29番及び30番●●●●●●●●の事案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手全員】

議長 長 挙手全員です。

よって、議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、29番及び30番の2事案は、いずれも原案のとおり承認することとし、その旨の意見を町長に提出いたします。

長峯委員は入室してください。

【9番長峯委員入室】

議長 長 続きまして、議案書29号、31番の事案について審議します。14番久保委員は、退席をお願いいたします。

【14番久保委員退席】

議長 長 それでは、31番の事案について、説明をお願いします。

松本係長

続きまして議案資料29号下段、31番でございます。●●第●●地割の4筆でございます。2,304㎡。権利の設定を受けるのは●●●さんでございます。補足資料の31番、対象農用地●●●●さんの土地でございますが、配分予定者●●●さんが優先順位1番となっているものでございます。よろしく申し上げます。

議長 長

説明が終わりました。

それでは、31番の事案について、質疑を行います。

質疑等のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議長 長 ないようですので、これより31番の事案について採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、31番の事案について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって、議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、31番の事案は、原案のとおり承認することとし、町長にその旨の意見を提出いたします。

久保委員は入室してください。

【14番久保委員入室】

議 長 続きまして、議案書30号、32番の事案について審議します。

12番藤岡委員は、退席をお願いいたします。

【12番藤岡委員退席】

32番の事案について説明をお願いします。

松本係長 それでは32番、●●第●●地割の1筆でございます。権利の設定を受けるのは●●●●さんでございます。補足資料の32番でございますが、対象農用地●●●さん、配分予定者●●●さんが優先順位1番となっているものです。よろしくをお願いします。

議 長 説明が終わりました。

これより、32番の事案について質疑に入ります。

質疑等のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、これより32番の事案について採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、32番の事案について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって、議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、32番の事案は、原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

続きまして、議案書30号、33番の事案について審議します。13番落宰委員は、退席をお願いします。

【13番落宰委員退席】

議 長 それでは、議案書30号33番の事案について説明をお願いします。

松本係長 はい。それでは議案書30号の中程33番でございます。●●第●●地割の1筆でございます。52,462㎡。権利の設定を受けるのは●●●さんでございます。補足資料の33番、対象農用地●●●さん、配分予定者●●●さんが優先順位1番となっているものです。よろ

しく願います。

議 長

説明が終わりました。

33番の事案について、質疑を行います。

質疑等のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、これより33番の事案について採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、33番の事案について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって、議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、33番の事案は、原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

落宰委員は入室してください。

【13番落宰委員入室】

議 長

続きまして、議案書30号から31号、34番の事案について審議します。7番川崎委員は、退席をお願いいたします。

【7番 川崎委員退席】

議 長

それでは、説明をお願いします。

松本係長

はい。それでは34番でございます。●●第●●地割の土地9筆でございます。15,291㎡でございます。権利の設定を受けるのは●●●●●さんでございます。優先順位検討表の34番ですが、対象農用地●●●●●さんの土地、配分予定者●●●●●さんが優先順位1番となっているものでございます。よろしく願います。

議 長

説明が終わりました。

34番の事案について、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、これより34番の事案について採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、34番の事案

について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長

挙手全員です。

よって、議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、34番の事案は、原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

川崎委員は入室してください。

【7番川崎委員入室】

議長

続きまして、議案書31号、35番及び36番の2事案の審議に入ります。8番藤森委員は、退席をお願いいたします。

【8番藤森委員退席】

議長

それでは、説明をお願いします。

松本係長

はい。それでは35番でございます。●●第●地割、第●地割、2筆でございます。面積が3,913㎡でございます。権利の設定を受けるのは●●●●さんでございます。資料の35番、優先順位検討表ですが、●●●●さんの対象農用地、配分予定者●●●●さんが優先順位1番となっているものでございます。

それから36番でございます。●●第●地割の6筆でございます。54,304㎡でございますが、権利の設定を受けるのは●●●●さんでございます。優先順位検討表、●●●●さんの対象農用地、配分予定者●●●●さんでございます。よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりました。

35番及び36番の事案について、質疑を行います。

質疑等のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議長

ないようですので、これより35番及び36番の事案について採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、35番及び36番の2事案について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長

挙手全員です。

よって、議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、35番及び36番の事案は、原案のとおり承認されました。

藤岡委員は入室してください。

【8番藤森委員入室】

議 長

以上で、議案第3号の全事案が終了いたしました。

農用地利用配分計画案については、すべて原案のとおり承認されましたので、その旨の意見を添えて町長に提出することといたします。

《日程第7》

議 長

次に、日程第7 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

局長補佐

はい。農地法第18条第6項の規定による通知書は、今月2件頂戴しております。

1番の事案につきましては、●●第●●地割、●●地割、●●地割、3筆で5,470㎡でございます。賃貸人が●●●●さん、賃借人が●●●●さんということで、今回、経営移譲に伴いまして、もともと農地法の第3条の規定による賃貸借契約を結んでいたんですけれども、新たに息子さんの●●●●さんと契約するという形で今回合意解約をされているところでございます。

2番につきましては、●●第●●地割●●●、1筆38,617㎡のうち28,617㎡。賃貸人が●●●●さん、賃借人が●●●●相続人代表●●●●さんとの契約を賃借人の都合により解約するというものでございます。

議 長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【9番長峯委員挙手】

議 長

9番長峯委員。

9番

はい。確認です。1番の●●さんですが、これは息子がまた借りることになりのかな。そうであればいいけれども、そうでなければせっかく集積したのにまたダメになるから。

議 長

局長補佐。

局長補佐

はい。この農地は息子さんが新たに賃貸借の契約を結ぶことになります。

9番

はい。分かりました。

議 長

他にございませんか。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第8》

議 長

次に、日程第8 報告第2号「農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

局長補佐

はい。それでは、農地転用許可後の工事進捗状況報告ということで4件ほど受けております。

1番、2番、3番とも工事施工者が八幡平市の有限会社遠藤砂利さんになっております。貸人につきましては1番が4名、2番につきましては相続が発生しておりますので●●●●●ほか5名となっておりますが、お一人のものでございます。これらにつきましては11月15日に藤森委員、橋委員とともに現地確認を行っております、いずれも一時転用の完了報告。3番につきましては、一時転用の第1回報告となっております、●●の●●●●●さんの土地となっております。

4番につきましては、●●●の●●●●●さんが植林による転用ということで、完了報告を提出されております。

以上でございます。

議長

この事案については、現地確認が行われております。

現地確認結果の報告は、1番及び2番については5番橋委員に、3番及び4番については8番藤森委員にお願いします。

5番橋委員。

5番

現地確認の結果を報告します。

1番及び2番の事案は、●●、●●地区の砂利採取に伴う一時転用です。すでに農地に復元され、5筆合わせると面積が約1ヘクタールある連続した農地で、整地され、一部はプラウなどによる耕起作業が進められていました。砂利の搬出路となっていた部分も土が盛られ、畑として復元されています。

以上、一時転用が完了したことを確認して参りました。

議長

次に8番藤森委員、お願いします。

8番

現地確認の結果を報告します。

3番の事案は、●●、●●地区の農地で、本年7月に許可になったものです。砂利採取に伴う一時転用で、工事計画は来年7月までの1年間でしたが、砂利採取はすべて終了していました。埋め戻し作業もかなり進んでおり、農地への復元に向けて、工事が進行中であることを確認して参りました。

4番の事案は、本年5月、4条申請により許可されたものです。6月に10日間かけて、カラマツを植栽したとのことでしたが、枯死しているものも多く見受けられました。来年春にまた植え直す予定であり、現地は植林が完了していることを確認して参りました。

以上、報告します。

議長

次に、地区担当委員の補足説明ですが、1番及び2番の事案については、9番長峯委員にお願いし、3番の事案は私から補足説明をします。4番については、地区担当の6番芳田委員が欠席していますので、省略いたします。

それでは、初めに9番長峯委員からお願いします。

9番

はい。ただ今、現地確認の説明のとおりでして、立派な農地が完成しております。それ

から道路として使っていたところも、きちっと農地に改良になったので問題はないと思います。以上です。

議長 それでは、3番については私から説明します。今、藤森委員さんの方から報告があったように、まだ途中で完全に終わっておりませんが、特に問題はありませんでした。最後にもう一度しっかり確認したいと思います。以上です。

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

《日程第9》

議長 次に、日程第9 報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

局長補佐 はい。農地法第3条の3第1項の規定による届出ということで、今月は1件の届出がございました。譲受人が葛巻町●●第●地割●番地●、●●●になります●●●●●さん。譲渡人ということで相続ですのでお父様の●●さんからの相続になります。申請土地は田畑合わせて4筆、合計6,434㎡でございます。あっせんの希望については特にないということで、今現在、使用収益権を設定し、借受人が耕作をしている状況でございます。受理通知書につきましては、11月4日にご本人へ通知しております。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

《日程第10》

議長 次に、日程第10「その他」に入りますが、委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

【1番門場委員挙手】

議長 1番門場委員。

1番 はい。先ほど皆さんから新規の事業についてお話しがあったわけですが、いずれは集積をしながら農地の荒廃を防ぐということになれば、この間もパトロールをやったわけですが、特に田部方面のように段差があるとか、畔が高いとか、他に比べてかなり見受けられますので、是非とも先ほど事業…、農業委員の方とエネルギー課で町勢を図りながら、いずれ今年度無理だということであれば、来年度ということで取り進めていただければいいのかな、というふうに思います。

また、制度上、借りた人、貸した人、それぞれ考えをお持ちだと思うんですけども、双方とも使うためには、ある程度の基盤整備もやらなければならないと思いますので、できれば町単でやれるやれないのからみもあると思いますので、併せて検討していただければいいのかなと思います。

議 長

はい。この件については、町、県に要請していくということで、よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

それでは、私から農業委員会の改選につきまして、先月、後日お話しをするということでしたので、その辺につきまして、ちょっと触れる程度ですが、11月6日の農業委員大会でかなりのところまで説明を聞いてきたと思いますので、中身まで詳しくは触れませんが、10月15日に会長、事務局を対象に研修会がございまして、その中で、9月4日に交付され、それ以降の農業委員会すべて選挙がなくなったということで、県内で7委員会あるようです。久慈市、西和賀町、二戸市、軽米町、釜石市、山田町、北上市、この7市町については、12月までに条例等を制定するなど、非常に忙しいような状況らしいです。葛巻町につきましては、この3年間で3年後の委員会の改正になるようで、とりあえずは7市町の様子を見ながら、進めていけばいいのかなと思います。早急にやらなければならないという状況ではないようです。ただ、中身について少し審議等が摘要になる部分もございしますが、ほとんど事務的なことで、委員に対してどうのこうのということはないように説明を受けて参りました。

各団体からの推薦については、この前、新たな文書が来ましたが、その何か説明を聞きましたか。農協の…。

局長補佐

まだ、農業会議からの事務連絡と言うことで、詳しい内容は入っていないんですけども、いずれ団体推薦の委員さんにつきましては、法改正日の4月1日以降に任期を迎える方については、原則として退任という形になるんですけども、任期の前に各団体から引き続き組合員としての推薦を受ける場合であれば、引き続き農業委員をやることができるということになっておりまして、5月の総会をもって任期満了という形になるかと思しますので、原則に則るか、あるいは引き続き推薦をいただく形で継続してやっていただくかということになるかと思えます。

議 長

組合員というのがありましたか。

局長補佐

はい。組合員というのがありましたね。

議 長

組合員でなくなれば、その時点で継続はしないということのようですので…。それ以外のことでは何か分からないことがあれば、その都度事務局に問い合わせさせていただくということで、すみませんが、簡単に説明を終わらせてもらいます。

そのほかに何か皆さんからございましたら、どうぞ。

ないようでしたら事務局からお願いします。

局長補佐

はい。それでは1点、情報提供と言いますか、懸案事項でした土谷川地区の携帯電話と

ということで、今年度の携帯電話エリア整備事業ということで、これは町の事業なんですけれども、いよいよ携帯電話が使えるような工事をすることになりました。工事の完成期限は来年の3月ということですが、土谷川の●●●●さんの土地に町で整備をして、それぞれ携帯電話の会社、KDDI、ドコモ、ソフトバンク、3社の携帯が使えるようになるということでお知らせしておきます。この件につきましては、農地法による許可申請は行わない土地収用法が適用されておりますので、事業計画書が提出されたということでご報告申し上げます。

以上です。

議 長

それでは、その他を終了してよろしいでしょうか。

以上で、葛巻町農業委員会第5回総会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成27年12月1日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____